

板橋区私立保育所施設中規模改修経費助成実施要綱

(平成20年7月8日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、私立保育所の施設の中規模改修等に要する経費の一部を、区が必要に応じて予算の範囲内において助成(以下「助成」という。)することにより、私立保育所の施設及び設備整備を促進し、入所児童の処遇の充実を図ることを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 この要綱に基づく助成の対象は、次に掲げる事業とする。ただし、東京都の民間社会福祉施設設備改善整備費補助対象事業となる場合や運営費に含まれると考える単なる日常用品の修理・更新購入、小破修繕、部品の購入等の簡易な整備等は、対象としない。また、実施にあたっては、第1号の事業に対する助成を優先するものとする。

- (1) 事業の総経費が30万円以上の機能の拡充や子どもの安全・衛生対策上必要な施設整備及び設備整備
- (2) その他区長が必要と認める50万円以上の緊急整備

(助成金の交付額)

第3条 この要綱に基づく助成金の交付額は、対象事業の総経費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、助成限度額は次のとおりとする。

- | | | |
|--------------|-----|------|
| (1) 前条第1号の事業 | 限度額 | 50万円 |
| (2) 前条第2号の事業 | 限度額 | 75万円 |

(交付申請)

第4条 この要綱に基づく事業費の助成を受けようとする保育所の設置者(以下「申請者」という。)は、交付申請書(別記第1号様式)を区長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第5条 区長は、前条の規定に基づく申請を受けたときは、速やかに審査し、適当と認めた場合は交付決定通知書(別記第2号様式)により、また、不適当と認めた場合は不交付決定通知書(別記第3号様式)によりそれぞれ申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第6条 申請者は、当該事業終了後速やかに完了報告書(別記第4号様式)を区長に提出しなければならない。

(額の確定)

第7条 区長は、前条の報告を受けたときは、第5条の交付決定の内容等に適合するか否か調査し、必要に応じて現地調査等を実施する。調査の結果、適合すると認めたときは、交付額確定通知書(別記第5号様式)により、申請者に対し確定額を通知する。また、適合しないと認めたときは、申請者に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができ

る。

(交付請求及び支払)

第8条 申請者は、前条の規定に基づき確定の通知を受けたとき、速やかに請求書（別記第6号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前条の規定に基づき申請者から請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

(助成事業の完了時期)

第9条 助成事業は、交付決定した当該会計年度内に完了しなければならない。

(決定の取消し)

第10条 区長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消しすることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の目的に使用したとき。

(3) 助成金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法令に違反したとき。

2 前項の規定は、第7条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後においても適用する。

(助成金の返還)

第11条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

2 第7条の規定により交付すべき助成金の額を確定した場合において、すでにその額をこえる助成金が交付されているときも前項と同様とする。

(違約加算金及び延滞金)

第12条 助成金の交付を受けた者が、前条第1項の規定により助成金の交付の決定の全部、又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

4 第1項又は第2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができる。

(財産処分等の制限)

第13条 助成金の交付を受けた者は、助成事業により取得し、又は効用が増加した価格が

単価 30 万円以上の機械、器具及びその他財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（令和 5 年 4 月 1 日子ども家庭庁告示第 9 号）に定める期間を経過するまで、助成金の交付の目的及び条件に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

2 区長の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を区に納付させることができる。

3 事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（書類の整備保管）

第 14 条 事業者は、助成金と助成事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類を事業完了後 5 年間保管しなければならない。

（消費税等に係る仕入控除税額の報告）

第 15 条 助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、事業者は速やかに区に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、助成金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を区に返納しなければならない。

（補則）

第 16 条 助成金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和 42 年 3 月 31 日東京都板橋区規則第 3 号）の定めるところによるものとする。

（その他必要な事項）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については子ども家庭部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 20 年 7 月 8 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。